

「福岡市景観計画」素案



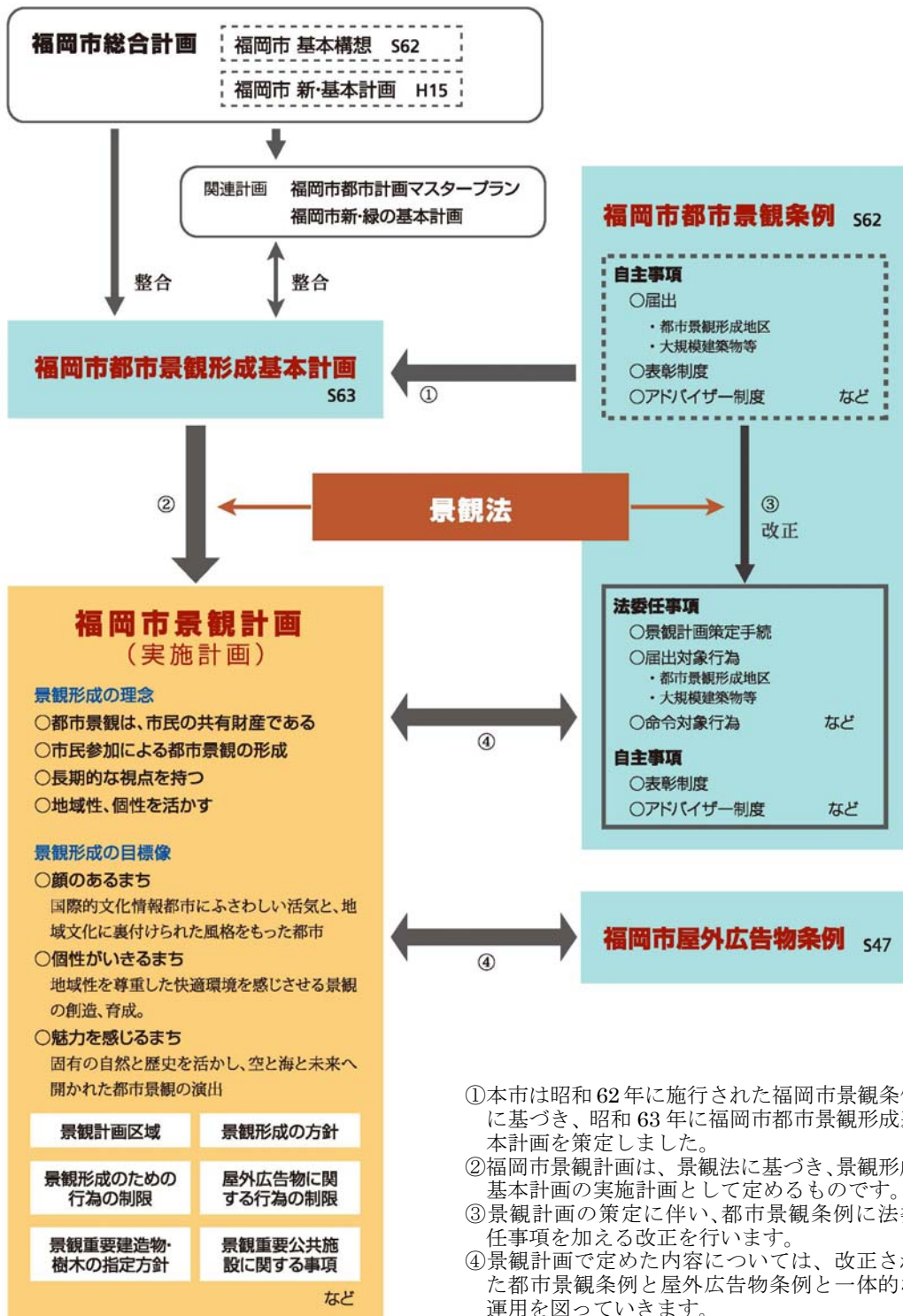
※ 本案は検討途中のものであり、今後、市民意見等を反映し、「福岡市景観計画」として策定するものです。

目次.....	0-1
序章 景観形成の考え方	
他計画との連携.....	0-2
第1節 景観計画の位置付け.....	0-3
第2節 景観形成の考え方.....	0-4
第1章 景観計画の区域.....	1-1
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
第1節 景観形成の基本方針.....	2-1
第2節 地域特性を活かした景観形成方針.....	2-3
第3章 大規模建築物等に関する事項	
第1節 届出対象行為.....	3-1
第2節 大規模建築物等に関する行為の制限.....	3-2
第3節 色彩に関する景観形成基準.....	3-6
第4章 都市景観形成地区に関する事項	
第1節 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針.....	4-1
第2節 届出対象行為.....	4-3
第3節 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限.....	4-4
第5章 景観資源の保全・創出に関する事項	
第1節 景観重要建造物.....	5-1
第2節 景観重要樹木.....	5-2
第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項.....	6-1
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項.....	7-1

序章 景観形成の考え方

■他計画との連携

本計画を策定するにあたっては、福岡市総合計画や福岡市都市計画マスタープラン等との整合を図り、改めて福岡市新・緑の基本計画等の関係計画や、建築物あるいは屋外広告物等に関わる各種制度との連携を行っていくこととしています。これにより横断的な福岡市の都市景観施策を推進し、これまで以上に福岡の魅力を高め、都市の活力を維持していくことができるものと考えます。



- ①本市は昭和62年に施行された福岡市景観条例に基づき、昭和63年に福岡市都市景観形成基本計画を策定しました。
- ②福岡市景観計画は、景観法に基づき、景観形成基本計画の実施計画として定めるものです。
- ③景観計画の策定に伴い、都市景観条例に法委任事項を加える改正を行います。
- ④景観計画で定めた内容については、改正された都市景観条例と屋外広告物条例と一体的な運用を図っていきます。

第1節 景観計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

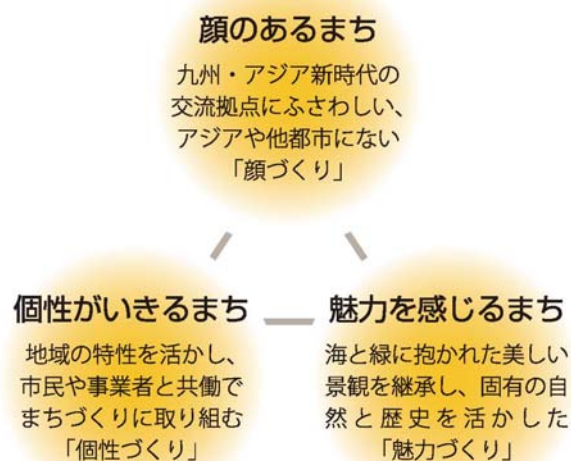
本計画は、都市景観形成基本計画を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして位置づけます。このため、景観形成の理念と目標像は都市景観形成基本計画と同様に下記のとおり定めます。

■ 景観形成の理念

理念1	都市景観は、市民の共有財産である
理念2	市民参加による都市景観の形成
理念3	長期的な視点をもつ
理念4	地域性、個性を活かす

■ 景観形成の目標像

福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成を目指します。



第2節 景観形成の考え方

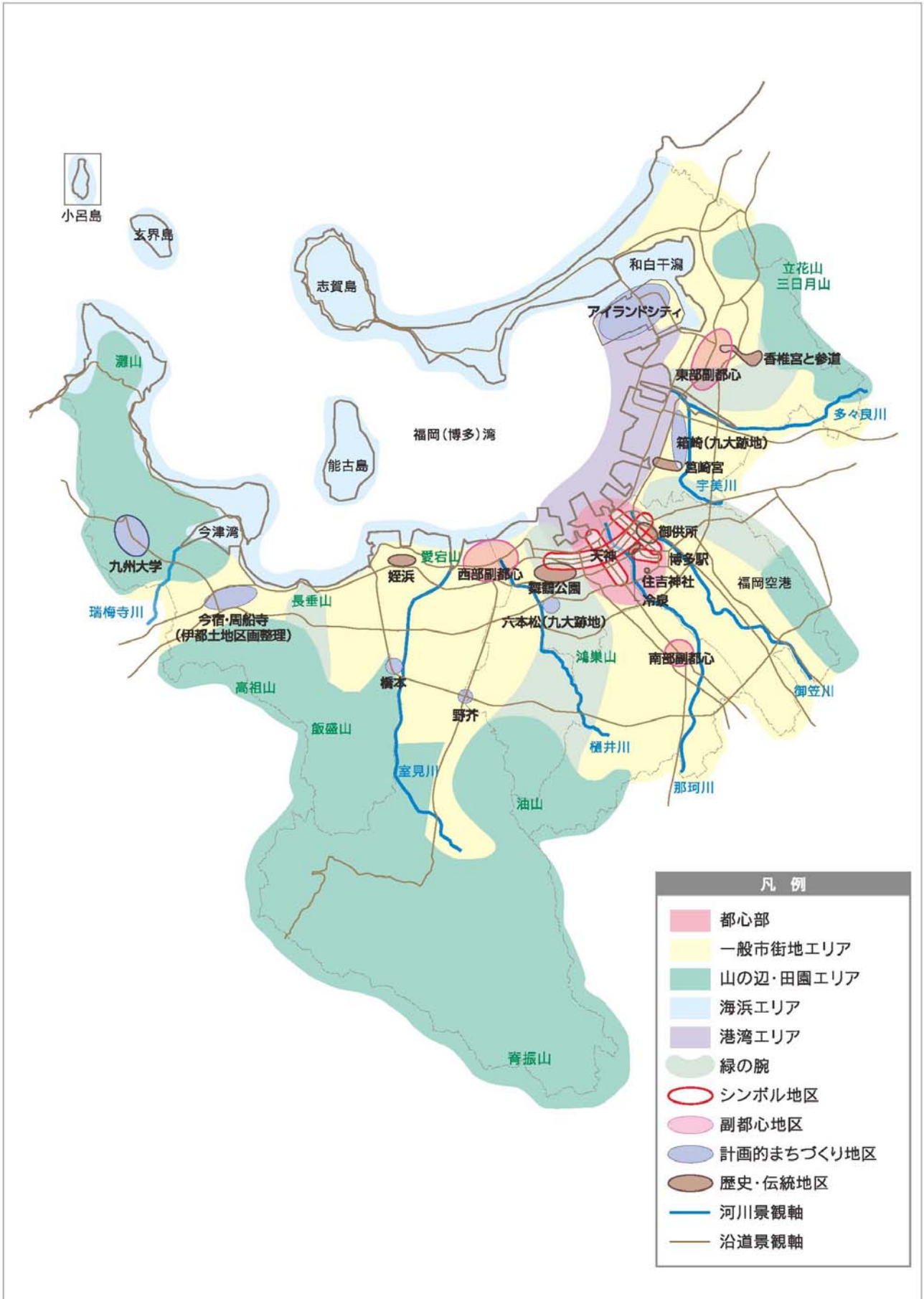
本市は脊振山系の山並みや博多湾等の自然景観、都市の顔である中心市街地あるいは海からの玄関口である港湾部の都市的景観等、多様な景観を有しています。

福岡市総合計画における基本的な考え方や福岡市都市計画マスタープランにおける将来の都市構造を基にした市域のゾーニングと照合しながら、他の関係計画等との連携を考慮しつつ、全市の景観形成を次のように考えます。

表 0-1 景観形成の考え方

	考え方
都心部	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能や施設が高度に集積し、九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい活力にあふれた福岡市全体の顔となるような景観形成を図ります。 ○福岡を訪れた人の記憶に残るような象徴的な景観づくりを進めるとともに、広域からの来街者の玄関口にふさわしい、来街者をもてなす景観形成を図ります。 ○都心部にちりばめられた歴史・文化資源や活力あるメインストリート、河川、緑や花など多様な景観要素を育て、都心部全体の魅力を高めるとともに、これらをつなぐ歩いて楽しい回遊空間の景観形成を図ります。
一般市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然環境やまちなみに配慮するとともに、地域の特性を活かし、市民と共働して緑豊かでゆとりある景観形成を図ります。
山の辺・田園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の背景としての緑の保全や山並み、田園地帯の眺望の確保に努めるとともに、一部の区域では自然環境のキャパシティに留意しつつ、レクリエーションの場としても自然と調和した景観形成を図ります。
海浜エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海や海岸線の緑を守り、海への眺望に配慮した広がりのある景観の保全に努めるとともに海浜レクリエーション施設やリゾート施設においては、自然と調和した景観形成を図ります。
港湾エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地や博多港の自然環境と調和した港の景観形成を図ります。
緑の腕	<ul style="list-style-type: none"> ○保全緑地や風致地区等が多い優れた環境を保全しながら、市民の共働により新たな緑地等を創造し、市街地でありながら緑の豊かさを感じられる景観形成を図ります。

	考え方
シンボル地区	○多様な機能や施設が高度に集積し、多くの人々が交流する空間にふさわしい、歩いて楽しい賑わいと水と緑と花が調和した格調の高い景観形成を図ります。
副都心地区	○市民の生活の中心地区にふさわしい、活力や親しみのある生き生きとした個性ある景観形成を図ります。
計画的まちづくり地区	○広がりを持った計画的なまちづくりを進めるなかで、それぞれの地区の特性や将来像に適合した景観形成を図ります。
歴史・伝統地区	○歴史的資産である神社や寺院等を核とし、参道や旧街道、公園等の周辺も含めて一体的に伝統や歴史を活かした景観形成を図ります。
河川景観軸	○豊かな自然と風の道などの環境効果により、貴重な潤いとアクセントを市街地に与えるオープンスペースとして、日常生活の中で水と緑を楽しめる空間づくりと河川沿いのまちなみが調和した景観形成を図ります。
沿道景観軸	○多様な機能が集積する福岡市の骨格動線として、まちなみの連続性に配慮するとともに、それぞれの沿道の特性に応じて個性ある景観形成を図ります。



第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

本計画の対象区域（景観計画の区域）は市内全域とします。

2. 都市景観形成地区

景観計画の区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」とします。この都市景観形成地区には詳細な基準を設け、地区の個性を活かした景観の保全・創出を行っていきます。

今後、都市景観形成地区にする必要があると考えられる地区についても、都市施策の方向性や住民の意向等を踏まえ、指定の検討を行っていきます。（第4章を参照）

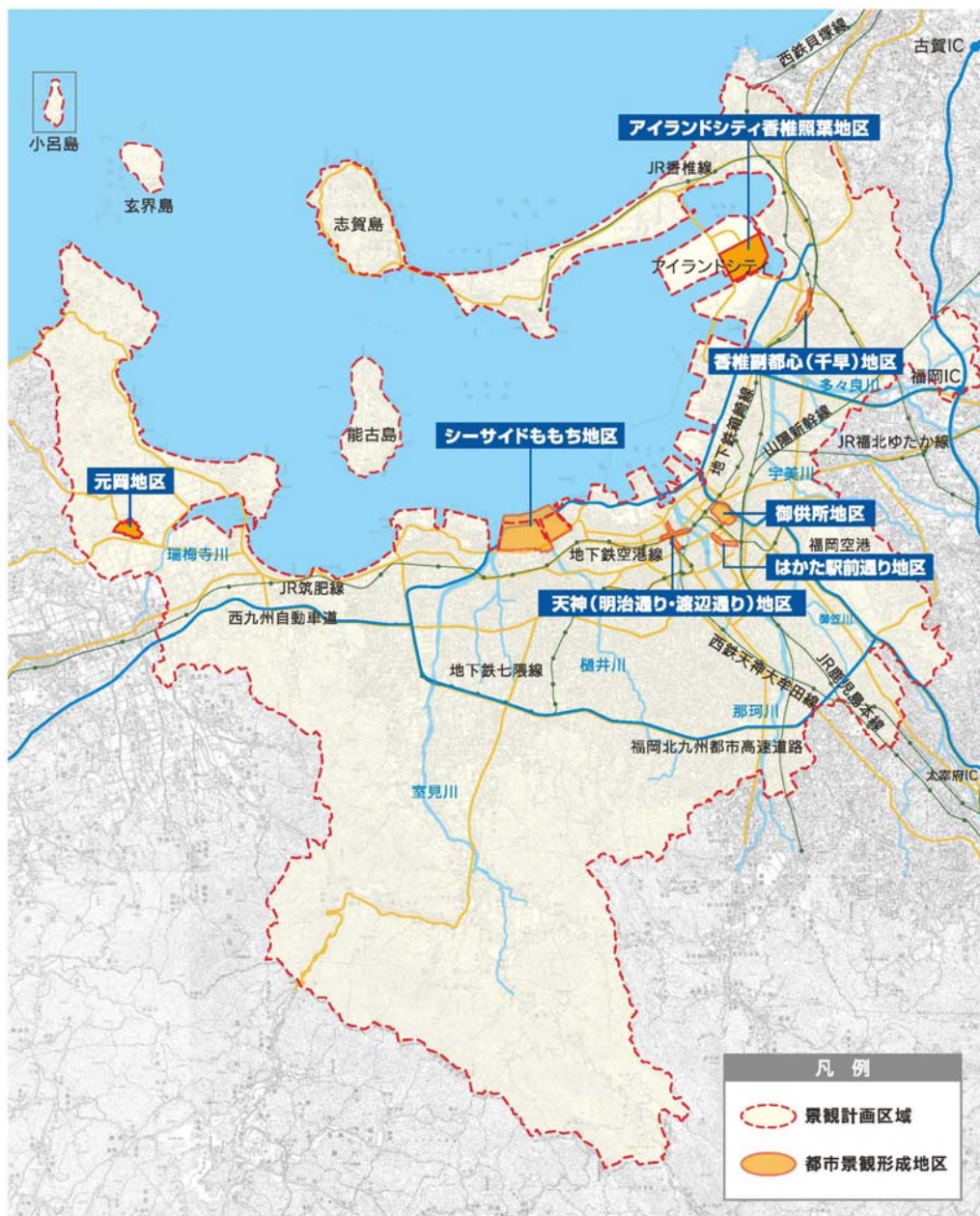


図 1-1 景観計画区域と都市景観形成地区

表 1-1 都市景観形成地区

地区名	面積	概要
シーサイドももち地区	約185.6ha	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区
御供所地区	約28.0ha	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区
天神（明治通り・渡辺通り）地区	約15.7ha	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区
香椎副都心（千早）地区	約17.6ha	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成5年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区
アイランドシティ 香椎照葉地区	約94.0ha	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区
元岡地区	約18.3ha	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区
はかた駅前通り地区	約7.0ha	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の基本方針

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント組織などの地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

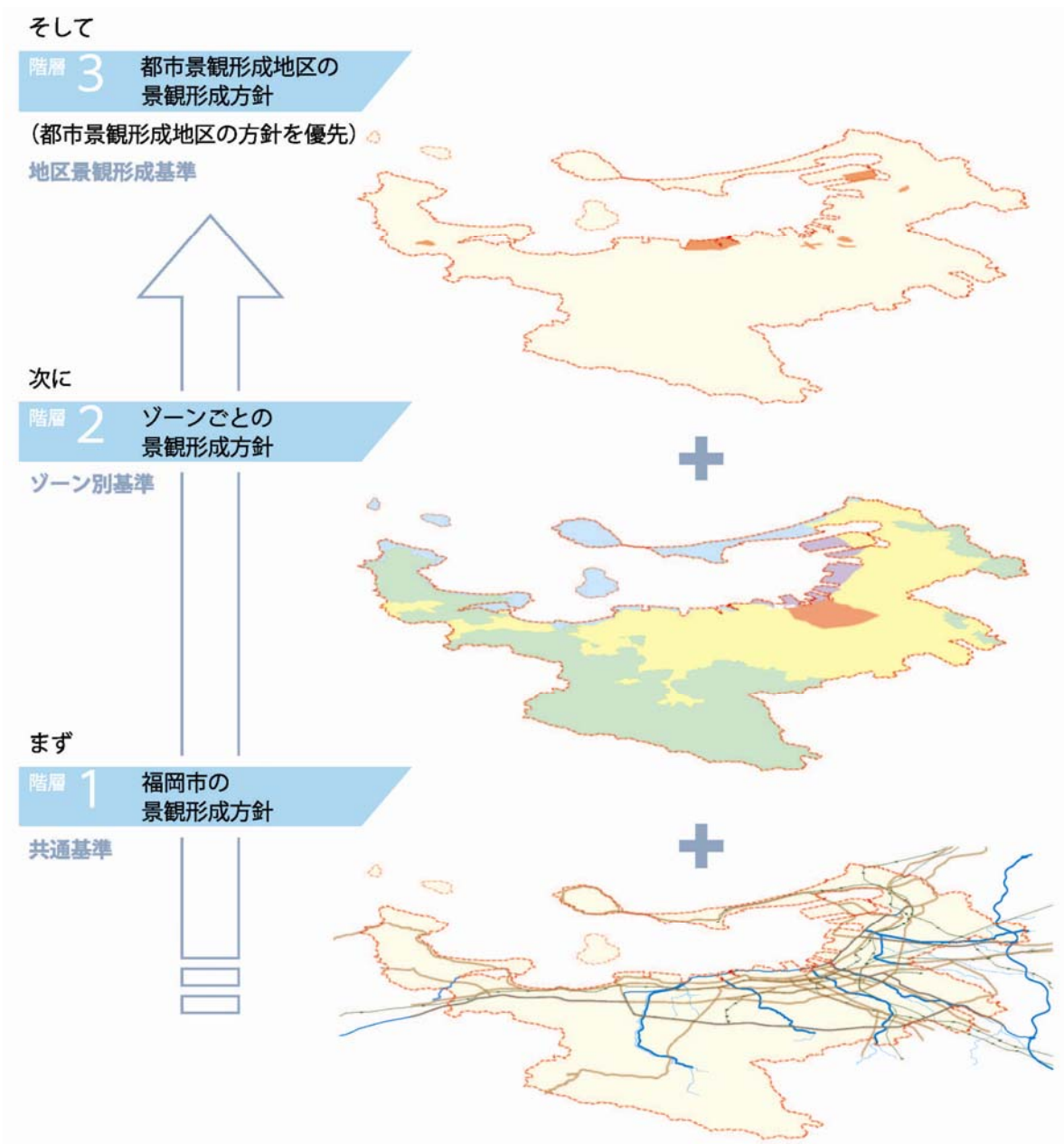
3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・九州大学学術研究都市やアイランドシティなど計画的に市街地整備が進められている地区において、市民や関係団体と共働で、本市の顔となる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するとともに、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めます。

景観形成の構成



景観形成の構成として、福岡市全域の景観形成方針（階層1）を定め、その上にゾーンごとの景観形成方針（階層2）、一番上に都市景観形成地区の方針（階層3）を定めます。

（階層3の都市景観形成地区については、第4章を参照）

第2節 地域特性を活かした景観形成方針

市域を下図のように地域特性に応じ5つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。

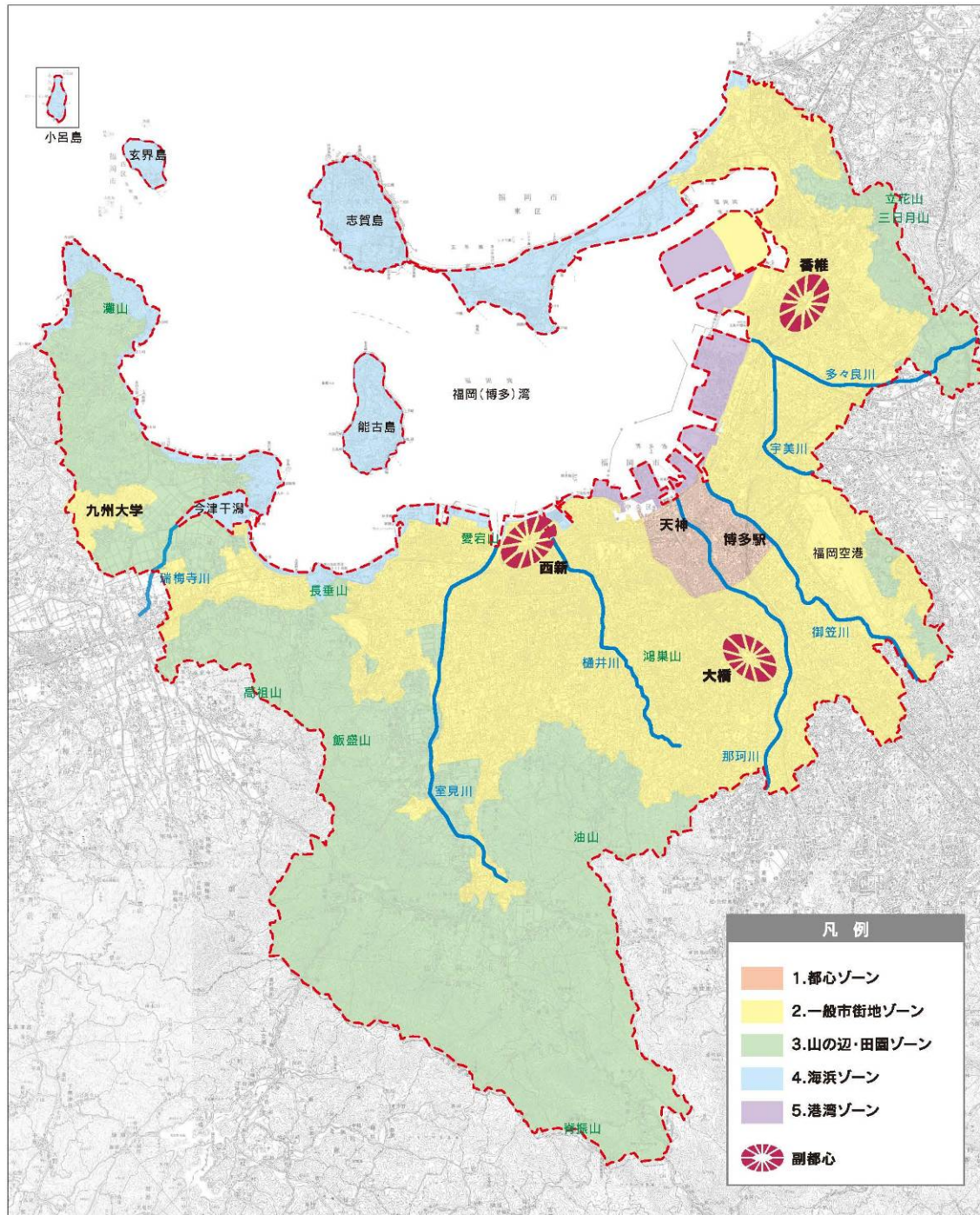


図 2-2 景観計画区域のゾーン区分

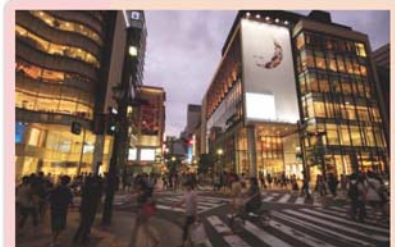
1. 都心ゾーン

■景観特性

- 都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り）が半径約 1k mの比較的コンパクトなインナーリングを構成し、その中央部を那珂川や博多川が流れています。
- 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。（天神地区、大名地区、今泉地区、渡辺通り・春吉地区、博多駅周辺地区、キャナルシティ博多、中洲地区、川端地区、御供所地区等）
- 東西に JR 博多駅と西鉄福岡天神駅の2つの広域ターミナルを都心活動や賑わいの拠点として持っています。
- 天神地区をはさんで、東西に福岡城址（舞鶴公園）と御供所地区という本市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- 各メインストリートは、スカイラインやまちなみの壁面線が比較的そろっており、福岡都心景観の大きな特徴となっています。

■景観形成方針

- ・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するとともに旧博多部の歴史的なまちなみが残る地区であり、天神地区や博多駅周辺地区あるいは御供所地区については、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。
- ・聖福寺や櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となるはかた駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。
- ・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域と行政と共働で歩いて楽しい歩行者空間の魅力的な景観づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。



凡例	
	都心ゾーン
	都市景観形成地区



2. 一般市街地ゾーン

■景観特性

- 交通結節機能の強化を図る東部地域の広域拠点である香椎・千早、商業、文化、行政等の複合機能が集積した西新・藤崎・シーサイドももち、文教、行政機能が集積した大橋の副都心地区では生活拠点として活気を持った地区の顔を持ち、地域型商店街が独特のまちなみをつくり出しています。
- 福岡城跡、大濠公園、西公園と続く緑と水のオープンスペースは、福岡の身近な自然を代表するエリアになっています。
- 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線の土地利用は高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールのまちなみになっています。

■景観形成方針

- ・舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりとすすめるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりをすすめます。
- ・多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備をすすめ、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ・副都心地区では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観形成に努めます。
- ・九州大学学術研究都市においては、知の拠点にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。
- ・計画的まちづくりが予定される六本松地区（九大跡地）や地下鉄七隈線のターミナルである橋本地区などでは、新たなまちづくりの機会を捉え、周辺との調和を図りながら賑わいと潤いのある景観づくりに努めます。
- ・その他の地区では、歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働ですすめます。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。



3. 山の辺・田園ゾーン

■景観特性

- 糸島周辺の田園地帯は、福岡市内で最大の近郊農業地区となっており、学園通り線からの眺望は、伸びやか田園景観が広がっています。
- 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

■景観形成方針

- ・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を活かした景観づくりに努めます。
- ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



4. 海浜ゾーン

■景観特性

- 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などの緑が大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- 生の松原から糸島半島、志賀島から海の中道にかけては自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。
- シーサイドももちや小戸・マリノア周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

■景観形成方針

- ・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



5. 港湾ゾーン

■景観特性

- 博多埠頭、中央埠頭には国際線の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- 須崎埠頭、東浜埠頭、箱崎埠頭は、計画的な基盤整備が行われ、物流倉庫や資材置場などが集積し、わかりやすく単純なまちなみになっています。
- 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際港らしい湾岸景観を構成しています。

■景観形成方針

- ・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・中央ふ頭、博多ふ頭においては、アジアから多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。
- ・アイランドシティ及び香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。



第3章 大規模建築物等に関する事項

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物（以下「大規模建築物等」とする。）を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、届出対象行為、良好な景観形成のための行為の制限を以下のとおり定めます。

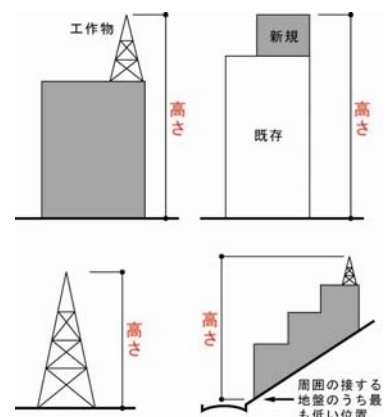
第1節 届出対象行為

下記に示す規模の大規模建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を届出対象とします。

届出対象規模		
建築物	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン	高さが31mを超え、または延べ面積が10,000㎡を超えるもの
	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン	高さが10mを超え、または延べ面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン	高さが31mを超えるもの
	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン	高さが10mを超えるもの
高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの		幅員が10mを超え、または長さが30mを超えるもの
都市計画法9条17項及び建築基準法第58条に基づく高度地区の緩和に該当するもの		
建築基準法第59条の2に基づく総合設計に該当するもの		

【高さ】

- ・建築基準法に基づく建築物の高さに算入されない塔屋や広告塔等を含めた高さとする。
- ・建築物及び工作物の高さは、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの高さとする。
- ・建築物に設置する工作物の高さは、建築物の接する地盤のうち最も低い位置からの高さとする。また、既存の建築物に工作物を設置する場合も届出対象とする。



【延べ面積】

- ・同一敷地に複数の建物が建築されている場合は、敷地内すべての建築物等の延べ面積の合計とする。

上記の届出対象行為のすべてを、景観法第17条に規定される特定届出対象行為とします。

第2節 大規模建築物等に関する行為の制限

全ゾーン共通



対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の自然環境やまちなみと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。 2. 地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。 3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。 2. 建築物等の上部は、本体やまちなみと調和のとれた形態となるように努める。 3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。 4. 歴史的建築物等が多い場合には、まちなみとの調和を図る。 5. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。 6. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。 2. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。 3. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーへ設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。 4. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。 5. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。
付属施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。 2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。

対象	行為の制限
外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2. 生垣やシンボルツリー等によりまちなみの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4. 駐車場はまちなみの連続性、雰囲気をごわさないよう、その形態や位置、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。 5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。 2. LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。 3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。 4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。
色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合するものとし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。

都心ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。 2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。 3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	1. 歩行者空間に賑わいをもたらす夜間景観の形成に努める。
屋外広告物	1. 可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。

一般市街地ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からのみえ方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

山の辺・田園ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

海浜ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

港湾ゾーン



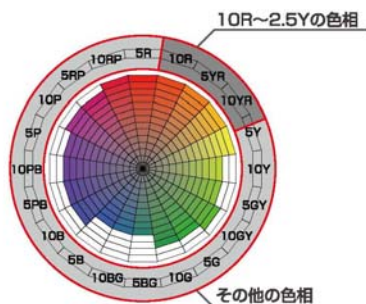
対象	行為の制限
規模・配置	1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

第3節

色彩に関する景観形成基準

ゾーン区分	行為の制限														
全ゾーン共通	<p>建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、建築物は各ゾーンに応じ表B、Cのとおりとし、工作物は表Aのとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセント色として効果的に使用する場合で、各面の見付面積の10%以内のもの。 ・自然素材に彩色を施さずに使用するもの。 ・地域の良好な景観の形成に資するもので市長が都市景観形成上支障がないと認めるもの。 <p>表A 工作物の外観の色彩の基準</p> <table border="1" data-bbox="528 723 896 801"> <thead> <tr> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色相、明度、彩度は、マンセル値による。 ※無彩色については、明度基準を適用する。</p>	彩度	明度	3以下	—										
彩度	明度														
3以下	—														
都心ゾーン 港湾ゾーン	<p>表B 建築物の外観の色彩の基準</p> <table border="1" data-bbox="528 981 896 1059"> <thead> <tr> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	彩度	明度	6以下	—										
彩度	明度														
6以下	—														
一般市街地ゾーン 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン	<p>表C 建築物の外観の色彩の基準</p> <table border="1" data-bbox="497 1160 1359 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物の部分</th> <th colspan="2">彩度</th> <th rowspan="2">明度</th> </tr> <tr> <th>10R~2.5Y</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高層部</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>2以上 8.5以下</td> </tr> <tr> <td>低層部</td> <td colspan="2">6以下</td> <td>8.5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低層部とは、地上10m以下かつ3階以下とする。 ※海浜ゾーンにおいては、明度基準は適用しない。</p>	建物の部分	彩度		明度	10R~2.5Y	その他	高層部	4以下	2以下	2以上 8.5以下	低層部	6以下		8.5以下
建物の部分	彩度		明度												
	10R~2.5Y	その他													
高層部	4以下	2以下	2以上 8.5以下												
低層部	6以下		8.5以下												

マンセル表色系の色相、明度、彩度について

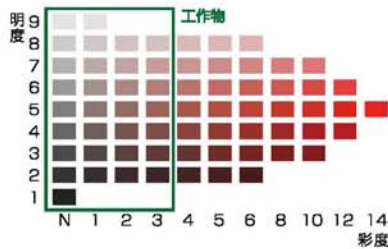


- 色相は色合いを表します。建築物の外壁に多く使われる赤系、黄赤系、黄系の色彩については、その他の色彩よりも、使用できる色彩が多くあります。
- 彩度は色彩の鮮やかさを表すもので、0から14程度までの数値があります。
- 明度は明るさを表すもので、0から10までの数値があります。

参考図 使用できる色彩の範囲について

① 工作物の外観の色彩基準

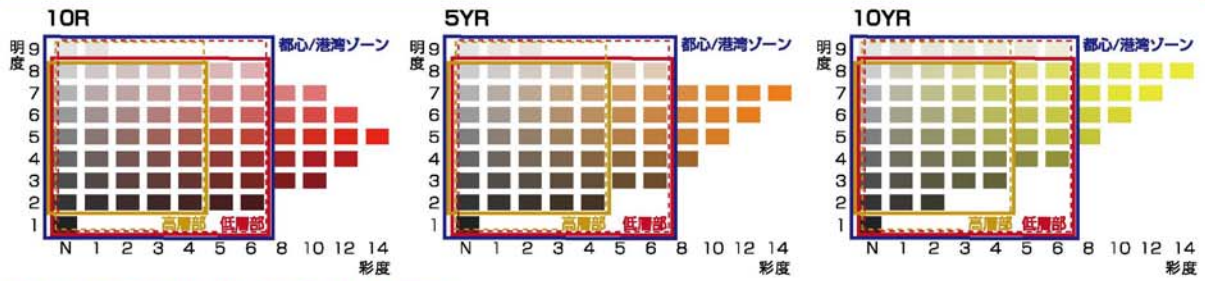
すべての色相に共通して使用できる色彩の範囲



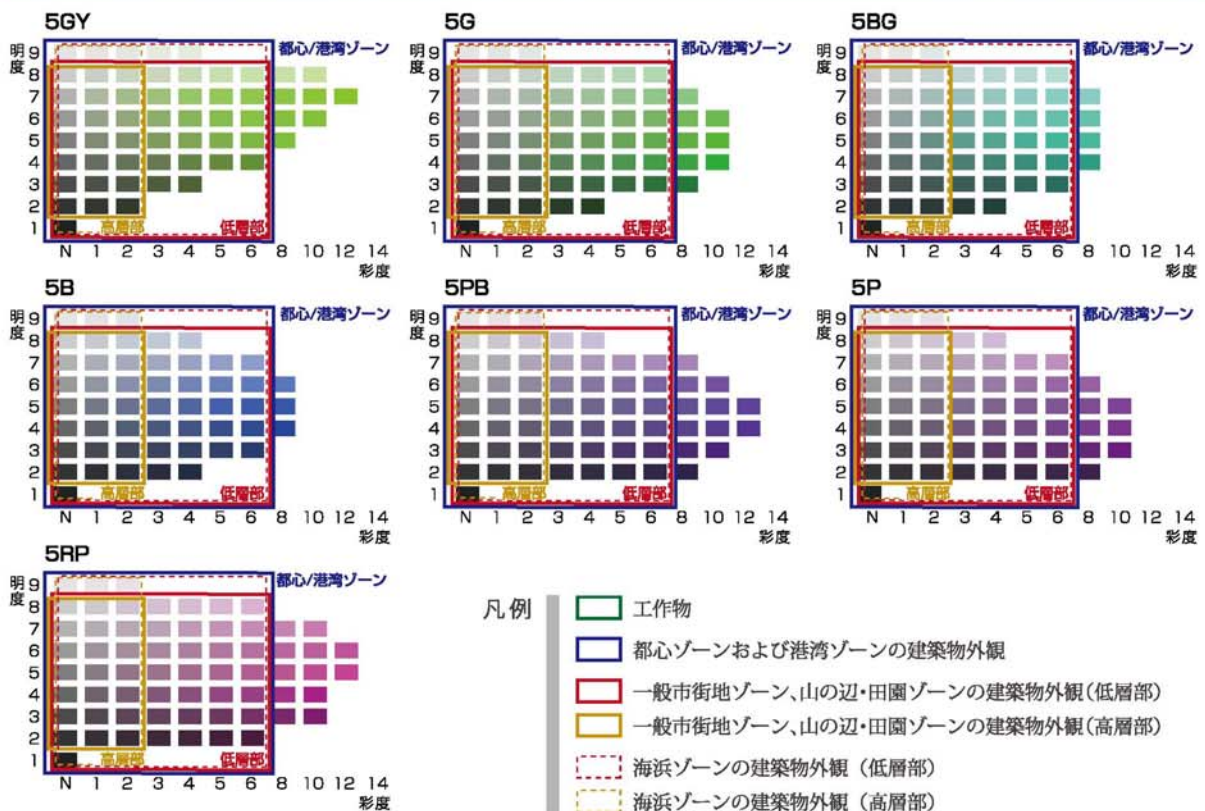
- 枠で囲んでいる範囲が、使用を認められた色彩の範囲です。
- このカラーチャートは代表的な色彩を例示したもので、全ての色彩を示すものではありません。
- この図は印刷のため、正確な色彩ではありません。実際の色は色票により確認してください。

② 建築物の外観の色彩基準

10R～2.5Yの色相で使用できる色彩の範囲



その他の色相で使用できる色彩の範囲



- 凡例
- 工作物
 - 都心ゾーンおよび港湾ゾーンの建築物外観
 - 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーンの建築物外観(低層部)
 - 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーンの建築物外観(高層部)
 - 海浜ゾーンの建築物外観(低層部)
 - 海浜ゾーンの建築物外観(高層部)